

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 輸入植物等の検査（第三条—第二十二条の四）
 - 第三章 輸出植物等の検査（第二十三条—第三十一条の十四）
 - 第四章 指定種苗の検査（第三十二条—第三十五条）
 - 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二—第三十五条の十一）
 - 第四章の三 侵入調査（第三十五条の十二）
 - 第五章 緊急防除（第三十五条の十三—第三十九条）
 - 第六章 指定有害動植物の防除
 - 第一節 総合防除（第四十条—第四十条の四）
 - 第二節 薬剤の譲与（第四十一条—第四十六条）
 - 第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七条—第五十八条）
- 第七章 都道府県の防疫（第五十九条—第六十条）
- 第八章 雜則（第六十一条・第六十二条）

附則

第一章 総則

（指定物品）

第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

第二条 法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

第二章 輸入植物等の検査

（検疫有害動植物）

第三条 法第五条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表一のとおりとする。

（検査証明書の添付を要しない植物）

第四条 法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他の農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。

- 一 乾燥され、かつ、細断されたもの（センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキヤツサバの根を除く。）
- 二 乾燥され、かつ、圧縮されたもの（セイヨウカキの果実並びにキヤツサバの根を除く。）
- 三 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎されたもの（オレンジ及びタマリンドの果実並びにキヤツサバの根を除く。）
- 四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。
 - いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮
 - エウカリプツス・スツアルチアナ 葉、枝、花及び果実
 - エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、花及び果実
 - えごま 種子
 - カカラノキ 種子
 - カスター・クレナタ 裸付きの種子
 - ダイボウルチア・ペレグリニアーナ 樹皮
 - くるみ 核子

- トトロニハロイ ルヌリチトヘ ハニハロイ
- カワヲルヌリチトヘ ハニハロイ
- さくろ 果実
- さとうまつ 葉、枝及び樹皮
- すぎ 果実
- ごま 種子
- コエンドロ 葉及び種子
- こしようばく 葉、枝、花及び果実
- ごま 種子
- カカラノキ 種子
- カスター・クレナタ 裸付きの種子
- ダイボウルチア・ペレグリニアーナ 樹皮
- くるみ 核子

せいようあぶらな 種子
センナ 葉

タマリンド 果実

ちゅうごくぐり 裸付きの種子
なんようあぶらぎり 裸付きの種子

においろたねそう 種子
はますげ 葉及び茎

ピヌス・マリチマ 葉、枝及び樹皮
ひめういきよう 種子

プラジルナットノキ 裸付きの種子
べにばな 花及び種子

めぼうき 葉及び種子
ももたまな 葉、枝及び花

ようしゆねず 果実
ヨーロッパぶな 葉、枝及び花

あかざ科植物 種子
いね科植物 種子(麦芽を除く。)

たで科植物 種子
わさびのき 葉及び果実

ひゆ科植物 種子
まめ科植物 種子

テエコフケマヤクオノキウムラナネツソレタヨ
五凍結されたもの (くるみの核子を除く。)

第五条

法第六条第一項の検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定める指定物品は、次のとおりとする（中古のものに限る。）。

- 一 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）
- 二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベーラー、収穫機又は脱穀機
- 三 農業用トラクター

（基準に適合していることについての検査を要する植物等）

第五条の二 法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検疫指定物品及び基準は、別表一の二のとおりとする。

2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入場所の指定）

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物又は検疫指定物品を携帯して輸入する場合に限る。

- 一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苦小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台港、金港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、吳港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸龜港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港
- 二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場
- 三 鉄路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港

（農林水産省令で定める特別の用）

第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

- 一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
- 二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。

三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

四 法第四条第一項、法第八条及び法第十条の規定による検査に使用すること。

五 法第十六条の七の規定による調査に使用すること。

六 法第十六条の八の規定による通報を行うために使用すること。

(輸入禁止品の輸入許可の申請等)

第七条 法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第二号様式)を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票(第三号様式)及び輸入禁止品輸入許可指令書(第三号の二様式)を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書(第三号の三様式)を交付するものとする。

(輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準)

第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三 オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

(輸入禁止品の輸入許可の条件)

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の处分の制限又は禁止に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方針に関すること。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(輸入禁止地域及び輸入禁止植物)

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表二に掲げる地域及び植物

二 別表二の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)

三 別表二の二に掲げる地域及び植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。)

(輸入検査の申請)

第十一条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、

(検査の場所及び期日)

第十二条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場合で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

(農林水産省令で定める種苗)

第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根

- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

(隔離栽培)

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所で栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適當であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

(隔離栽培品の処分)
第十九条 植物防疫官は、第十五条の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

(消毒又は廃棄の実施)

第二十条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

(処分後の通知)

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。
 (廃棄又は消毒命令書)

第二十二条 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。法第四条第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。

(輸入禁止品の利用許可の申請等)

第二十二条の二 法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第十一号の一様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書（第一号の三様式）を交付するものとする。

3 農林水産大臣は、法第九条第六項において準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、第七条第四項の規定を準用する。
 (輸入禁止品の利用時の管理施設の基準)

第二十二条の三 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用許可の条件)

第二十二条の四 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方方法に関すること。
 二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。
2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することができる。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

第三章 輸出植物等の検査

(輸出検査の申請)

第二十三条 法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書（第十二号様式）を提出しなければならない。

(検査品の場所)

第二十四条 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

(検査の期日)

第二十五条 植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第二十六条 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

(植物検疫証明書等の交付)

第二十七条 法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式（植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十三号の二様式）とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印（第十三号の三様式）を押印する。（植物検疫証明書の交付の取消し等）

第二十八条 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていると認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。（検査の一部を行わないことができる場合）

第二十九条 第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査（法第十条の四第二項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。）において輸入国的要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類（以下「検査報告書」という。）を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)

第三十条 法第十条の二の登録の申請は、申請書（第十四号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（申請者が法人である場合に限る。）及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四 登録免許税の納付に係る領収証書

五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務（以下「検査業務」という。）の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ 検査業務の実施方法に関する事項

ハ 検査業務以外の業務を行つてゐる場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

六 前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録に関して必要な手続)

第三十一条 法第十条の四第一項（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の登録は、登録台帳（第十五号様式）に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(検査員)

第三十二条 法第十条の四第一項（法第十条の五第一項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査¹）とに次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者

(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)

第三十一条の三 法第十条の四第一項第一号 (法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

二 毒素に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)

第三十一条の四 法第十条の四第一項第三号 (法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)

第三十一条の五 法第十条の四第二項第五号 (法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の概要

二 登録検査機関が検査を行う区域

三 登録検査機関の全ての事務所 (検査を行うものに限る。) の名称及び所在地の一覧

(登録検査機関の登録の更新)

第三十一条の六 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類 (第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第三十一条の七 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書 (第十六号様式) を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類 (登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。) を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準)

第三十一条の八 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

(登録検査機関の業務規程の認可の申請)

第三十一条の九 法第十条の人の規定による届出をしようとするときは、届出書 (第十七号様式) を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の業務規程の規定による届出)

第三十一条の十 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書 (第十八号様式) を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書 (第十九号様式) を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の業務規程の規定事項)

第三十一条の十一 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の実施方法に関する事項

二 植査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項

三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項

五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

六 検査業務を行う場所に関する事項

七 検査業務に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項

九 財務諸表等 (法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。) の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に関し必要な事項

(登録検査機関の業務の休廃止の申請)

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十二条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録（法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを作成する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

第三十二条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 検査の申請を受けた年月日
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所

五 検査の項目

六 検査を行った品目及びその数量

七 検査を行った品目の生産地又は原産国

八 検査を行った検査員の氏名

九 検査の結果

十 その他必要な事項

第四章 指定種苗の検査

（検査の申請）

第三十二条 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四条 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

（移動制限地域及び移動制限植物等）

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおり定める。

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の二様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を各こん包に添付して移動する場合とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

（移動検査及び検査確認の表記）

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

2

移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行ふ間ににおける当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

三 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

四 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

五 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

六 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

七 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

八 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

九 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

一〇 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

一一 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

一二 消毒の確認は、植物防疫官に消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

一二 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

一四 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

一五 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の五様式）を提出し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を添付し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

一六 （消毒の確認及び確認の表示）

一七 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

一八 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

一九 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

二〇 消毒の確認は、植物防疫官に消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

二一 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

二二 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

二三 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の五様式）を提出し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を添付し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

二四 （消毒の確認及び確認の表示）

二五 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

二六 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

二七 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

二八 消毒の確認は、植物防疫官に消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

二九 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

三〇 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

三一 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

三二 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

三三 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

三四 消毒の確認は、植物防疫官に消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

三五 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

三六 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

三七 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

三八 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

三九 消毒の確認は、植物防疫官に消毒を行ふ一日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

(廃棄命令及び処分証明書)

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査

(侵入警戒有害動植物)

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除

(緊急防除実施基準の対象)

(緊急防除)

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

(協力成績の報告)

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

(協力指示書の様式)

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

(費用の請求)

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(指定有害動植物)

第四十条 法第二十二条第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

(総合防除計画の報告)

第四十一条の二 法第二十二条の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四条の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

(第六章 指定有害動植物の防除)

(第一節 総合防除)

第四十二条 法第二十二条第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

(総合防除計画の報告)

第四十三条の二 法第二十二条の三第一項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四条の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

(勧告の方法)

第四十四条の三 法第二十四条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

(改善すべき事項の内容)

一 改善すべき内容

(勧告の方法)

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容との具体的な改善方法

(改善すべき期限)

四 改善すべき期限

(その他必要と認める事項)

五 その他必要と認める事項

(前項第四号の期限)

前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

(第四十条の四 命令の方法)

法第二十四条の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

(法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨)

一 勧告に従わなかつた事実

二 とるべき措置の内容

(措置をとるべき期限)

五 その他必要と認める事項

2 前項第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うこととが著しく困難であると認められる者とする。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八条 削除**第七章 都道府県の防疫**

(病害虫防除所)

第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 位置及び管轄区域

三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況

四 施設の概要

五 職員の職種別定数

六 業務の概要

七 業務開始の予定年月日

(病害虫防除員)

第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雜則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。
(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年二月二十七日農林省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年四月一日農林省令第二〇号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和二九年一月一六日農林省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年一月一四日農林省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年九月一日農林省令第四五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年九月一日農林省令第五七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面、同規則第十五条の文書、同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二条の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附 則（昭和三一年一月一四日農林省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年一〇月一日農林省令第五七号）

1 この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政手の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三八年六月二六日農林省令第四一号）

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三号）

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第一項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和四三年六月二六日農林省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一〇月九日農林省令第六一号)

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

附 則 (昭和四四年一一月一〇日農林省令第五一号)

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月一九日農林省令第九号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月三一日農林省令第一二号) 抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和四五五年六月二日農林省令第三一号)

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一〇日農林省令第二五号)

この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月二七日農林省令第一一号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一三日農林省令第二九号) 抄

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 (昭和四七年六月九日農林省令第三八号)

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和四七年一二月一三日農林省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年三月七日農林省令第一二号)

この省令は、昭和四八年三月十一日から施行する。

附 則 (昭和四八年五月二四日農林省令第三七号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月四日農林省令第三一号)

この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月一九日農林省令第七九号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月二四日農林省令第三二号)

この省令は、昭和四九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月一九日農林省令第九号)

この省令は、昭和四九年八月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年一二月二二日農林省令第四六号)

この省令は、昭和四九年一二月二二日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月二四日農林省令第三八号)

この省令は、昭和四九年七月二十四日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月二十五日農林省令第五三号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一二日農林省令第二七号)

この省令は、昭和五十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月一九日農林省令第一号)

この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和五一年七月五日農林省令第三八号)

この省令は、昭和五十一年七月五日から施行する。

附 則 (昭和五一年七月十六日農林省令第一七号)

この省令は、昭和五十一年七月十六日から施行する。

附 則 (昭和五十三年一月一九日農林省令第一号)

この省令は、昭和五十三年一月一九日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月二七日農林省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月四日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年八月二八日農林水産省令第五五号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則（昭和五四年五月四日農林水産省令第一五号）

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五四年六月三〇日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年五月一五日農林水産省令第二五号）

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五四年六月三〇日農林水産省令第四三号）

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附 則（昭和五四年九月七日農林水産省令第三九号）

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則（昭和五四年四月一〇日農林水産省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二〇日農林水產省令第二二号）

この省令は、昭和五十五年五月二十一日から施行する。

附 則（昭和五六年三月一六日農林水產省令第六号）

この省令は、昭和五六年三月二十三日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一五日農林水產省令第二四号）

この省令は、昭和五七年七月一六日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二〇日農林水產省令第三一号）

この省令は、昭和五七年七月二十六日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二二日農林水產省令第五二号）

この省令は、昭和五七年七月二二日から施行する。

附 則（昭和五七年八月二四日農林水產省令第四二号）

この省令は、昭和五七年八月二十六日から施行する。

附 則（昭和五九年十一月一日農林水產省令第三一号）

この省令は、昭和五九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月一日農林水產省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年八月二一日農林水產省令第四一号）

この省令は、昭和六十年八月二日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一日農林水產省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月一日農林水產省令第三三号）

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一五日農林水產省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年八月二一日農林水產省令第四一号）

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号）
 この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一日農林水産省令第五〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年二月四日農林水産省令第一号）
 この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二十五日農林水產省令第九号）
 この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十一の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二二日農林水產省令第三七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年二月二〇日農林水產省令第一号）
 この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一日農林水產省令第八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年九月二八日農林水產省令第三三号）
 この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一一月二七日農林水產省令第四一号）
 この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。

附 則（昭和六三年二月六日農林水產省令第二号）
 この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。

附 則（昭和六三年二月二七日農林水產省令第六号）
 この省令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和六三年六月一七日農林水產省令第三二号）
 この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。

附 則（昭和六三年七月一五日農林水產省令第三七号）
 この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則（昭和六三年一月二九日農林水產省令第五七号）
 この省令は、昭和六十三年十二月五日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月二八日農林水產省令第六四号）
 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年三月一日農林水產省令第六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水產省令第二七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一〇月三〇日農林水產省令第四三号）
 この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附 則（平成元年一二月二〇日農林水產省令第四七号）
 この省令は、平成元年十二月二十一日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二年三月二〇日農林水產省令第六号）
 この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日農林水產省令第八号）
 この省令は、平成二年三月三〇日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附 則（平成二年六月一日農林水產省令第一四号）
 この省令は、平成二年六月一日から施行する。

附 則（平成二年一〇月三〇日農林水產省令第四二号）
 この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則（平成三年六月三日農林水產省令第二八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定中「、広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則（平成三年七月一七日農林水産省令第三二号）

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附 則（平成四年四月六日農林水産省令第一三号）

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附 則（平成五年一月二七日農林水産省令第二号）

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭糸検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに漁業等の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、ベニズワイガニに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成五年五月二八日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則（平成六年一月一四日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則（平成六年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則（平成六年八月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則（平成七年一〇月二五日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日農林水産省令第二九号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第二条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、平成七年五月二十日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年二月五日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月九日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月一七日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一月三日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則（平成九年四月一日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則（平成九年八月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年九月一〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二六日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一七日農林水産省令第七二号）

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則（平成九年一一月一九日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二六日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月五日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二七日農林水産省令第七七号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日農林水産省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一一月一六日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一一年一月一日農林水産省令第一号）抄

2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができます。

4

附 則（平成十一年三月二九日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年五月二四日農林水産省令第三三号）

この省令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月十七日から施行する。

附 則（平成十一年七月三〇日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年九月六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年九月三日農林水産省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二二日農林水産省令第一二三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年九月一日農林水産省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十一年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年五月三一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則（平成十一年十月三一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年五月五日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月二五日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則**（平成一五年八月二九日農林水産省令第八七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年一〇月二〇日農林水産省令第一一六号）
 この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年一月一八日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年一月三〇日農林水産省令第八号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年三月一九日農林水産省令第二〇号）
 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年九月七日農林水産省令第六七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年九月二九日農林水産省令第七一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年九月二九日農林水産省令第八九号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一〇月二〇日農林水産省令第三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年二月一〇日農林水産省令第八号）
 この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年二月一〇日農林水産省令第二一号）
 この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。
- 附 則**（平成一七年三月一〇日農林水産省令第二一号）
 この省令は、平成十七年三月一〇日農林水産省令第二一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年四月一日農林水産省令第五九号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年四月一四日農林水産省令第六〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。
- 附 則**（平成一七年八月二五日農林水産省令第九五号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一二月一一日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一二月一一日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一二月一七日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一二月一六日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年一二月一一日農林水産省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月九日農林水産省令第八号）
 この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。
- 附 則**（平成一七年一二月一七日農林水産省令第一一三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年一二月一一日農林水産省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月九日農林水産省令第五五号）
 この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。
- 附 則**（平成一八年四月一二日農林水産省令第三四号）
 この省令は、平成十八年四月一二日農林水産省令第三四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年六月一日農林水産省令第五五号）
 この省令は、平成十八年六月八日から施行する。
- 附 則**（平成一八年六月二三日農林水産省令第五八号）
 この省令は、平成十八年六月二三日農林水産省令第五八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年七月五日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

この省令は、平成十八年一〇月二日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第十九号の三様式による合格証明書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十九号様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一八年一一月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月七日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定（同表八の項地域の欄の改正規定中、「ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十一年四月十二日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一九年六月七日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月二〇日農林水産省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月八日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月三〇日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年十二月一日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月八日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一月四日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一一日農林水産省令第七一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年三月一八日農林水産省令第九号）抄
 （施行期日）

- 第一条** この省令は、統計法の施行の日（平成二一年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二一年六月三日農林水産省令第三八号）
 この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。
- 附 則**（平成二一年一〇月一〇日農林水産省令第六〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二一年一月二九日農林水産省令第六号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二一年三月一〇日農林水産省令第一六号）
 この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二三年一月三一日農林水産省令第二号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二三年三月七日農林水産省令第八号）
 この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。
- 附 則**（平成二三年七月八日農林水産省令第七四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号）
 この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。
- 附 則**（平成二四年七月五日農林水産省令第四一号）
 この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。
- 附 則**（平成二五年三月一日農林水産省令第八号）
 この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。
- 附 則**（平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二六年二月七日農林水産省令第八号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二六年二月二四日農林水産省令第一二号）
 この省令は、平成二十六年二月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年一月二十四日から施行する。
- 附 則**（平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号）
 この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。
- 附 則**（平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号）
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年二月二四日農林水産省令第九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号）

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表一の改正規定（「*Thripss minutissimus*」、「*Narcissus degeneratus virus*」及び「*Narcissus latifoliate seasonalis virus*」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「英國（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「うり科植物（付表第三及び第四十一に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「ククミス・ディップサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラカルブス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「にがうり」を加える部分に限る。）公布の日
二 別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）平成二十九年五月二十四日
附 則（平成二八年六月一日農林水産省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月八日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二八日農林水産省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月一六日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月二六日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二六日農林水産省令第二六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日農林水産省令第二六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一〇号）

- （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則**（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則**（令和元年七月二九日農林水産省令第二二号）

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」「ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の

附 則（令和元年七月三一日農林水産省令第二三号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和元年一〇月二四日農林水産省令第四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和元年一二月一三日農林水産省令第四六号）
この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。
- 附 則**（令和元年一一月一六日農林水産省令第四七号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
- 附 則**（令和二年五月一日農林水産省令第三五号）
この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「Haplorthrips nigricornis」、「Haplorthrips robustus」、「Phenacoccus solenopsis」、「Helix aspersa」とび「Grapewine vine necroses」を削る部分、別表一の二の改正規定中「エスワティニ」「北マケドニア共和国」及び「カーボベルデ」を加える部分並びに「スワジランド」、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「北マケドニア共和国」及び「エスワティニ」を加える部分並びに「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「スワジランド」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「北マケドニア共和国」を加える部分及び「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和二年八月五日農林水産省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和二年一一月二日農林水産省令第七五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和三年五月一〇日農林水産省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和三年五月二二日農林水産省令第三四号）
（施行期日）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則**（令和三年四月二七日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日の翌日から施行する。
- 附 則**（令和三年五月一〇日農林水産省令第三四号）
（施行期日）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則**（令和三年八月一九日農林水産省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和三年八月三一日農林水産省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和四年八月八日農林水産省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和四年三月二二日農林水産省令第一八号）
この省令は、公布の日の翌日から施行する。
- 附 則**（令和四年八月八日農林水産省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 第一条** この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
- 附 則**（令和四年九月三〇日農林水産省令第五五号）
（施行期日）
（施行期日）
第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D
u	u	u	u	u	u	u	u	s	r	p	p	p	p	n	m	l	l	d	y	y	y	y	u	u	r	o	i	i	i	i	i	i		
s	r	r	r	p	p	p	p	t	i	i	i	i	i	c	p	p	a	a	e	s	s	s	s	s	p	m	y	l	c	t	n	n	n	
c	y	y	r	l	l	l	l	i	e	a	i	o	c	p	l	r	y	o	p	t	s	s	s	s	a	o	b	o	u	o	o	o	o	
e	p	g	d	o	a	a	a	c	c	g	p	p	h	h	h	h	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o		
l	h	a	e	c	t	t	t	h	a	h	m	h	p	y	c	a	o	s	l	s	i	b	o	a	t	c	c	c	c	c	c			
i	a	s	m	t	y	y	y	e	n	n	e	y	h	h	s	r	i	o	c	c	l	i	p	o	o	o	o	o	o	o	o	o		
d	g	t	a	i	p	p	p	c	i	u	n	e	i	s	n	p	i	s	p	a	a	a	u	a	m	l	c	e	t	s	a	t	t	
i	u	e	s	u	u	u	u	i	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u		
u	s	r	o	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	
s	s	r	c	l	i	n	h	p	h	c	m	t	i	c	h	c	s	s	b	r	e	a	u	r	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s
v	u	n	a	r	a	i	o	i	i	l	r	e	a	t	r	e	s	r	e	b	a	s	t	n	m	l	g	f	a	i	f	l	l	
a	n	d	e	a	s	t	y	r	n	m	s	l	e	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l		
r	i	g	r	r	l	i	z	o	o	r	r	e	i	y	a	d	m	i	a	r	e	s	t	r	e	e	r	a	o	o	o	o	o	
i	e	g	a	g	r	r	l	i	s	z	o	r	e	i	y	a	d	m	i	a	r	e	s	t	r	e	e	r	a	o	o	o	o	o
g	a	t	g	g	r	r	l	i	z	o	r	e	i	y	a	d	m	i	a	r	e	s	t	r	e	e	r	a	o	o	o	o	o	
a	t	g	g	a	t	g	g	l	i	z	o	r	e	i	y	a	d	m	i	a	r	e	s	t	r	e	e	r	a	o	o	o	o	o
u	t	g	g	a	t	g	g	l	i	z	o	r	e	i	y	a	d	m	i	a	r	e	s	t	r	e	e	r	a	o	o	o	o	o
s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	s	
(ム	ギ	チ	ヤ	イ	ロ	カ	メ	ム	シ)	(キ	シ	タ	ゴ	マ	ダ	ラ	ヒ	ト	ウ)	(ウ	リ	テ	ン	ト	ウ)			
(リ	ン	ゴ	ウ	ス	チ	ヤ	イ	ロ	ハ	マ	キ)	(モ	ロ	コ	シ	マ	ダ	ラ	メ	イ	ガ)	(ア	ル	タ	ス	ウ	ス)	

P
 l l l l l l l l l l l l l l i i i h
 a
 t t t t t t t t t t t t n n n n n c n z z l l i y o
 y y y y y y y y y y y y o
 p p p p p p p p p p p p n c c c c s s d d o
 u
 s
 l a c c c c r s u u e a o u o i i n n n c c c c c c c i i i i i i x m u u w u u
 p p k j g e c c a i u u u u n s s t g n s r b b u
 s o o a e x y u p a s s s s s u m a a u a u u s s s s s s s s s s s s s s s s s s s
 e r r n m c l r i t s u l g s c s
 u c y s i e i t c c u m m k f s i u c s a m s p c s m h g s i l i a l u a n l o
 d e o o n d n n a a l i a e i d a t i h m l l e s l e u u t a r c d d g e r k i
 o l e n a e d s l r t n l n c i e u l o i a l t c i q n p e n k e l e t a r c d d g e r k i
 c l n i t n r i d a o i y u f r d t t o i a m u c r l i e g y r o e i o e r i r k s a
 u u s u s u s u n r a s f a i a h i s c r i o t e l h a o c y s (オリーブ
 r s i s s s i a e i t n n i c u u a n i a s i o e s i t p a t t e a
 t s d c u i i o s l b a a t s t u n h o r i a u t p a
 u a i s i c s o a r e u i i s a r r i l m u t a
 s c l a t s e i s e e u s e e u s i s (デン
 t i a o s i a d e s e e u s i s (デン
 y l s t a d e s e e u s i s (デン
 l a

(オリーブクロホシカイガラムシ)

(二) 細菌	
V S S S R P P P P G E C C C C A A A A U	S p h a e r o p s i s t u m e f a c i e n s (カンキツ類てんぐ巣病菌)
a u u t p u s o o e e e a r r r w r r r w r r	S t e n c h y t r i u m p s o p h o c a r p i (シカクマメ赤渕病菌)
c c g r i b e t t a a a a a n a p p r w r t o b e r a v i n o b e r a r c t y e r r i u m f l a c c u m f a c i e n s p v . f l a c c u m f a c i e n s	S i r o c o c u s t s u g a e (テンサイさび病菌)
c c a a a a r u u a a c c c t p e e v v i a a a a n d d i d a t t u s s L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アジア型)	T h e e c a p h o r a a s o l a n i - S Y N .. A n g i o s o r u s s o l a n i
i r r w o s d t t h h h o e v v i a a a a n d d i d a t t u s s L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アメリカ型)	U r o m y c e s b e n d i c a (テンサイさび病菌)
n c c b p o o o y X r a i n e n e t r a m y l o u r r t o b e r a r c t y e r r i u m f l a c c u m f a c i e n s p v . f l a c c u m f a c i e n s	T h e e c a p h o r a a s o l a n i - S Y N .. A n g i o s o r u s s o l a n i
i a a e l l s m y X r a i n e n e t r a m y l o u r r t o b e r a r c t y e r r i u m f l a c c u m f a c i e n s p v . f l a c c u m f a c i e n s	U r o m y c e s b e n d i c a (テンサイさび病菌)
i u n n e r r a t o s p e l l o s e t e y e l a v e r a l l i e s t e r a c h e i p h i l a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	T h e e c a p h o r a a s o l a n i - S Y N .. A n g i o s o r u s s o l a n i
m e e r y m n a o r l l o s l p o s t e y e l a v e r a l l i e s t e r a c h e i p h i l a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	C a s t e r e y e r u b e r a v e n a e s u b s p . c i t r u l l i (スイカ果実汚斑細菌病菌)
w y g r i l e c p s u e b l w e s s e t e w e l l a v e r a l l i e s t e r a c h e i p h i l a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	C a s t e r e y e r u b e r a v e n a e s u b s p . c i t r u l l i (スイカ果実汚斑細菌病菌)
t l c l o s h a r i o n p g y r t o p h y t o p l a s m a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アジア型)
h o w y l i s h o o t a n d w h i t e l e a f p h y t o p l a s m a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アジア型)
s b r o o m p h y t o p l a s m a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アジア型)
p h y t o p l a s m a (火傷病菌) (A p r i c o t c h l o r o t i c l e a f r o l l)	L i b e r i b a c t e r a s s i a t i c u s (カンキツグリーニング病菌アジア型)

(四) その他植物病の病原体

ボルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ	二、インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキستان、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキستان、トルクメニستان、フランス、アルジェリア、エジპト、カナリア諸島、スレダントン、チュニジア、ナミibia、南アフリカ共和国、モロッко、リビア、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナدا、ジラ・ペステイフェル、シンブリウム・イリオ、シママイカ、ペルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島	
シニア	三、イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキستان、英國（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、イス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニستان、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞスズシロもどき、エルカ・ウエンカリア、おらんだ（テンサイヨコバイ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Circulifer tenellus</i> （テンサイヨコバイ）に侵されていないこと。
ム・スフォンディリウムの生茎葉	四、インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英國、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、イス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキستان、チエコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシユタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、ロシア	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞスズシロもどき、エルカ・ウエンカリア、おらんだ（テンサイヨコバイ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果 <i>Circulifer tenellus</i> （テンサイヨコバイ）に侵されていないこと。

六	大韓民国、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）	
七	中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イエニダウ、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにすいか、ベボカぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	すいか及びベボカぼちやの種子であつて栽培の用に供するもの並びにすいか、ベボカぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
八	中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英國、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スードン、エジプト、エチオピア、スードン、チュニジア、南スードン、モロッコ	えんどう、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
九	イングランド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラク、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、イス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア	おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいやういとすぎ、せんにちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、かざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
十	インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島	おんどうの種子であつて栽培の用に供するもの
十一	イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、リビア	シントロフォオーチュネラ・ミクロカルバ、エレモシントラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セレンス、ロシア、アルジエリア、エジプト、チュニジア、リビア
十二	インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英國、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、ジョージア、イス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロブリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
1	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われたDeuteropoxysporum f. sp. pisii（エンドウ萎ちよう病菌）を発見するため適切と認められる方法による検査の結果Deuteropoxysporum f. sp. pisii（エンドウ萎ちよう病菌）に侵されていないこと。	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われたXiphinema index（ブドウオハリセンチュウ）を発見するため適切と認められる方法による検査の結果Xiphinema index（ブドウオハリセンチュウ）に侵されていないこと。
2	種子以外の生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査の結果Zucchini virus（ソラマメステインウイルス）に侵されていないこと。

<p>十三 アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p> <p>十四 アメリカ合衆国</p>	<p>十五 全ての地域</p>	<p>別表二（第九条関係）</p>
<p>一 イエメン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリアクー、アコカンテラ・オッポンティフオリア、アコカンテラ・シンペリ、アジマ・テトラカンタ、アボカド、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、ウクライ（付表第六十、第六十四、第七十、第七十一及び第八十九に掲げるものを除く。）、あめだまのき、アルタボトリナ、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、北マケドニア共和ス・モンティロアエ、アンティデスマ・ウエノスマ、ウイクストロエミア・フイリエイフオリア、エウクレア・エウクレア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、ディウイノルム、エケベルギア・カベンシス、オクシアソツス・ザングエバリクス、オビリア・アメンタケア、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリオリーブ、オールスペイス、オレア・ウッディアナ、カシューナツツ、カシュネ・シユヴァインフルティアナ、ア、ベルギー、ボスニア・ヘルツエゴビナ、ポーランド、ポルトガキウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディブサケウス、くさとべら、グルーリア・マルタ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、アフリカ、バミニトリコカルパ、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エーダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバードレガノス、ジャボチカバ、スカエウオラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、西インド諸し、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、ブイリキウム・デキピ島（キューバ及びドミニカ共和国を除く。）、パナマ、パラグアイ、ブルジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島</p>	<p>くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解され、して生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壤の被覆の用に供するもの（古のものに限る。）</p>	<p>植物</p>
<p>第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品（中古のものに限る。）</p>	<p>生植物以外については、輸出国の政府機関により行わされた検査の結果土又は植物</p>	<p>植物について、輸出国の政府機関によりその栽培地においてBretziella fagacearum（ナラ類しおれ病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果Bretziell a fagacearum（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。</p>
<p>第七十八に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p>一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件の熱処理の結果Bretziell a fagacearum（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。</p>	<p>清掃が行われ、輸出国の政府機関により行われた検査の結果土又は植物</p>

二
カ、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリラン
同じ。」、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フ
ィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、「マレーシア、ミヤ
ンマー、ラオス、オマーン、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エ
チオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメル
ン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、
コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエララエ
ネ、ジンバブエ、スー丹、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チ
ヤド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジ
エール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨッ
ト、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビ
ク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオ
ン、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、
パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ボリネシア、ミクロネ

かんきつ類(げつきつ)、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん(かんきつ)属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。)あかぎ、アキ、アザデイイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド(付表第八十九に掲げるものを除く。)、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウェイフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウエスター・ハウテイー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジヤワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビングニア・ガボネンシス、イルビングニア・マラヤナ、いんどめてんべ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グラシンディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルブズ・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいぢご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリーブ、カカオノキ、カシューナツツ、がじゆまる、カツバリス・セピアリニア、カツパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パー・キンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フリッパンシス、グリコスマス・ヘンタフィラ、クリンバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわすずめうり、ケドロスティイス・ヒルテラ(付表第七十四に掲げるものを除く。)コッキニア・グランドィス、きのくろつぐ、コロシントうり(付表第六十六に掲げるものを除く。)ルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントうり(付表第六十六に掲げるものを除く。)

ル、シトロフオーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグラランス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルティス・テトランディス・テトラクティア・マジユス、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスマソス・キネンシス、テトラクティア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト・トリファシア・トリフィオリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーーテリ、ほくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、ファイクス・エリゴドン、ファイクス・オットニーフオリア、ファイクス・グロッスラリオイデス、ファイクス・コンカヌム・スマラキオリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおづき、メロン、ももたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばるサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第七十七に掲げるものを除く。）、ランブータン、りゆうがん（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルテイア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめる、マンメア・シアンシス、ミクソビルム・スミラキオリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおづき、メロン、ももたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばるサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリツサ属植物、ぐみ属植物、コーエー・ヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、といいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんにく属植物、植物、ばしょう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ及び付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、あかたねのき、アセロラ、アボカド（付表第六十四に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、ユーダニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実

e B
r a
a c
t

t r
r o
v c

二十二 アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ

二十三 エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダール・トバゴ、ニカラグア、パナマ、バラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

アキーラ、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしょがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーロニア属植物の生果実（付表第八十八に掲げるものを除く。）
 ニア属植物の生果実（付表第八十六に掲げるものを除く。）、スボンディアス・ドゥルキス、たちはなあでく、ディオスピロス・デイジナ、てりはんじろう、ナンセ、バカバやし、パパイヤ、バラハンコルニア・アマバ、ぱらみつ、ばんじろう、ブシディウム・アクタングルム、ブシディウム・グイネエンゼ、ブシディウム・ケンネディアヌム、ブシディウム・ラルオツテアヌム、ベルキア・グロッスラリオイデス、ベルキア・デイコトマ、ベルキア・ベンタメラ、ポウテリア・トルタ、まれいふともも、マンゴウ（付表第四十三、第五十
 一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、モンビン、ユーチニア・ステイピタタ、ユーチニア・リゲニア、ユーグニア・ルスクナティアナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実

付表

- 一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、どうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェーデンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五 並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六 並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七 エスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八 スペインから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルステイアーナ種のスウェーデンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 九 削除
- 十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカン、タンカン、リュウチーン種のスウェーデン及びボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 一二 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスープー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィング種、カイト種及びハーディング種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラシド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちゃ及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるフライアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

Anastrepha	Apheles	Anastrepha (力
iata	pennata	iata
ribis	penasa	ribis
anastrae	aphes	anastrae

- 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの
- 三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴーレンデンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十五 削除
- 三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びハイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいとうすも及びほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スワイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十一 イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十三 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスワイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしょの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実
- 四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサ一種、チヨウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十三 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十四 南アメリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジジその他のシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカツチュー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるとうがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどうなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十五 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるクロシントウリの生果実
- 六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいやかぼちやの生果実

ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジエリア、チュニジア、モロッコ	三 アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム
四 ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいす、トマト、なす、ばれいしょ、らっかせい、かぼちゃ属植物及びきゅうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
五 アイルランド、イタリア、英國（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、イス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペルルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツエゴビナ、ボーランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	おおみのつるこけもも、せいやうはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパかいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそな属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシ、フィリピン、ブルータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、パミーダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギニア、ベネズエラ、ベリ	アボカド、カシューナツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げつけいじゆ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しようが、パパイヤ、ばんじろ、ブキス・センペルウェイレンス、まるめる、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつきつ属植物、コーヒーノキ属植物、なし属植物、はこやなぎ属植物、ばしよう属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培の用に供するもの
1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1の検査証明書又はその写しには、Diabrotica undecimpunctata (ジユウイチホシウリハムシ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われかつ、Diabrotica undecimpunctata (ジユウイチホシウリハムシ) に侵されていないことが特記されていること。	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
3 1の検査証明書又はその写しには、Naupactus leucoloma (シロヘリクチブトゾウムシ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われかつ、Naupactus leucoloma (シロヘリクチブトゾウムシ) に侵されていないことが特記されていること。	2 1の検査証明書又はその写しには、Otiorrhynchus ovatus (イチゴクチブトゾウムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われかつ、Otiorrhynchus ovatus (イチゴクチブトゾウムシ) に侵されていないことが特記されていること。
4 1の検査証明書又はその写しには、Eurocanthus woglumi (ミカンクロトゲコナジラミ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われかつ、Eurocanthus woglumi (ミカンクロトゲコナジラミ) に侵されていないことが特記されていること。	3 1の検査証明書又はその写しには、Aleurone laciniosa (ミカンクロトゲコナジラミ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われかつ、Aleurone laciniosa (ミカンクロトゲコナジラミ) に侵されていないことが特記されていること。

o r n i sについて消毒を行つた場合は、その旨を含む。) が特記されていること。

ズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、 パプアニューギニア、ハワイ諸島	七 インド、台湾、中華人民共和国、ネパール、 パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、ア ラブ首長国連邦、イエメン、英 ガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、ア イスラエル、イラク、伊朗、カタール、サウ ジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼ ルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタ リア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、英 領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カ ザフスタン、北マケドニア共和国、ギプロス、 ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジ ョージア、イスス、スペイン、スロバキア、ス ロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、 ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハン ガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボ スニア・ヘルツエゴビナ、ボルトガル、マルタ、 モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマ ニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウル グアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、 ペルー、ボリビア	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせんあさ がお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおず き、くこ属植物及びふだんそく属植物の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有 害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検 査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 b s o l u t a (トマトキバガ)を発見するために適切と認められる 方法による検査が行われ、かつ、T u t a a b s o l u t a (トマ トキバガ)に侵されていないことが特記されていること。	
九 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラ ク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイ ランド、アゼルバイジャン、アルバニア、ア ルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベ キスタン、英國、エストニア、オーストリア、オ ランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギ リシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジ ョージア、イスス、スウェーデン、スペイン、ス ロバキア、スロベニア、セルビア、タジキス タン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニ スタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、 ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーラン ド、ボスニア・ヘルツエゴビナ・ボルトガル、 モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニ ア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カーボベ ルデ、カナリア諸島、ガンビア、エジプト、カ ーボベ アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメ リカ南	植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの 植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあや シらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生 植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有 害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検 査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	1 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてM e l o i d o g y n e c h i t w o o d i (コロンビアネコブセンチュウ)を 発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、M e l o i d o g y n e c h i t w o o d i (コロンビアネコブセン チュウ)に侵されていないことが特記されていること。	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてH e t e r o d e r a s c h a c h t i i (テンサイシストセンチュウ)を発見 害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検 査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてH e t e r o d e r a s c h a c h t i i (テンサイシストセンチュウ)を発見 するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、H e t e r o d e r a s c h a c h t i i (テンサイシストセンチュウ)に侵されて いることが特記されていること。

		合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島		
十一 英國、オランダ、イスラム、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド		十一 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	アスパラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくいぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゅとりかぶと、ヨーロッパしかんば、リー・キ、ロニケラ、クロロステウム及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	
十二 スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島	十二 スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島	アボカド、うこん、エピプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シリランカ、タケ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島	アボカド、うこん、エピプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シリランカ、タケ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島	
十三 人民共和国、ベトナム、イスラム、トルコ、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジエリア、ニジェール、ブルキナファソ、モザンマラウイ、南アフリカ共和国、モザン	十三 人民共和国、ベトナム、イスラム、トルコ、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジエリア、ニジェール、ブルキナファソ、モザンマラウイ、南アフリカ共和国、モザン	十三 人民共和国、ベトナム、イスラム、トルコ、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジエリア、ニジェール、ブルキナファソ、モザンマラウイ、南アフリカ共和国、モザン	アボカド、うこん、エピプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シリランカ、タケ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島	アボカド、うこん、エピプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シリランカ、タケ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英國、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スー丹、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジエリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スリランカ、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、ギアテマラ、ガードループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ペルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐伊島
o g y n e e n t e r o l o b i o g y n e f a l l a x	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において Meloidogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 Meloidogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において Nacobus abbreviatus (ニセネコブセンチュウ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 Nacobus abbreviatus (ニセネコブセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。	

<p>十九 台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジエリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>二十 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、エストニア、オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、セルビア、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーザンアイル兰島</p>	<p>きゅうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びほんかぼちや交雫種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ベボかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>二十 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、チリ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>二十一 えのころぐさ、キウイフルーツ、きり、さるなし、しまさるなし、ながえつのいとう及びみやまたひの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>あめりかぼうふう、ウルチカ・ディオイカ、エゴボディウム・ボダグラリア、おいたで、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、しゃく、しろざ、セロリー、ソラヌム・ウンベリフェルム、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チヤービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん、ばれいしよ、アロピア・コンウォルウルス、ヘラクレウム・スフォンディリウム及びやえむぐら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>二十二 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラク、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スレーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>二十二 害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pseudomonas syringae</i> var. 3に侵されていないことが特記されていること。 一 花粉については、輸出国の政府機関が指定する<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar. 3が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar. 3が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>三 害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Spirillum citrini</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Accidovorax avenae</i> subs. <i>citrulli</i>（スイカ果実汚斑細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地において <i>Accidovorax avenae</i> subs. <i>citrulli</i>（スイカ果実汚斑細菌病菌）を発見するため適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われていること。 1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有り 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>に侵されていることが特記されていること。</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有り 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>に侵されていることが特記されていること。</p>

二十三、台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ

1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害の害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
2 1 の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Xylella fastidiosa* に侵されていないことが特記されていること。

<p>カリコトメ属植物、きいちご属植物、きたちりそう属植物、きび属植物、ぎようしば属植物、きんかん属植物、くるみ属植物、くわ属植物、くわがたそそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーキーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノブス属植物、さくら属植物、サツサフラン属植物、サルウイア属植物、さるべり属植物、サントリナ属植物、しづかがわはざ属植物、しゃじくそう属植物、すいかざら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき（こけも）も属植物、ストレプトカルバス属植物、スペルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、ディモルフォテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、ペカン属植物、バツカリス属植物、はなずおう属植物、はまあかざ属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたご属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆ属植物、フォルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロッティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニューム属植物、ヘリクリスマス属植物、まめぐんばいなずな属植物、ミオポルム属植物、みかん属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、ヨモギ属植物、ラウアンドウラ属植物、ルビヌス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英國、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、エコ、ドイツ、フランス、ベルルーシ、ヘルギニア、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ニュージーランド</p> <p>二十五 中華人民共和国、イスラエル、シリアル、トルコ、イルランド、イタリア、英國、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、イス、スペイン、チエコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペル、メキシコ、ニュージーランド</p>
<p>ゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレテイクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんじ、コニザ・アルビダ、シンブリウム・イリオ、セイイチ、モロッコ、ブルガマンシア属及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレテイクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんじ、コニザ・アルビダ、シンブリウム・イリオ、セイイチ、モロッコ、ブルガマンシア属及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレテイクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんじ、コニザ・アルビダ、シンブリウム・イリオ、セイイチ、モロッコ、ブルガマンシア属及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>

		がお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
三十八 四十一 メキシコ	インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、イスイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ	せいようまゆみ、ながばくこ、ようしゅいぼた、さくら属植物、しなのき属植物及びしもつけ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
三十九 四十一 メキシコ	アメリカ合衆国、カナダ 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、ペル、ボリビア、メキシコ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの
	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシント、とうもろこし及びさとうきび属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 		

別表二の三（第三十一條の三関係）

検査の区分 植物の栽培地における検査	別表二の四（第三十一條の三関係）		機械器具その他の設備
	一 植物の栽培地における検査	二 消毒に関する検査	
別表二の五（第三十一條の三関係）	遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
検査の区分	遺伝子診断	機械器具その他の設備	一 保護具 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
別表二の六（第三十一條の四関係）	検査の内容	機械器具その他の設備	一 機械器具その他の設備
検査の区分	遺伝子診断	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	検査の内容	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
地域	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
植物又は指定物品	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
一 北緯二十六度以南の南西諸島 (大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	かぼちゃや、すいか及びとうがんの生果実	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
二 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む)	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部(さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。)	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
三 北緯二十七度十分以南の南西諸島 (大東諸島を含み、与論島を除く。)	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
四 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
五 北緯二十七度十分以南の南西諸島 (大東諸島を含み、与論島を除く。)	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキユラタ、いちじく、ウエブリミバエ リス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスマムオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキヤバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、コルデイア・ミクサ、サルカケミカン・シトロプシス・ギレティアナ、シロップシス・スクウェインフルティ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラン	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

地域	別表六 (第三十五条の七関係)	さつまいも の生塊根	理 蒸 热 処		
				四 度	八 度
				四 七	九 四
				分 間	三 十 時
四 北緯三十度以 南の南西諸島 (大 陸)	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	アリモドキゾウムシ	ウリミバエ	イモゾウムシ	イモゾウムシ
三 北緯二十六度 以南の南西諸島 (大東諸島、宮古群 島及び八重山群島 を除く。)	うり科植物の生果実 (どうがん、すいか、かぼちや、ネツメロン及びにがうりの生果実を除く。) 及びその生茎葉並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレ ンシス、いぬびわ、いぬおづき、おおいたび、おおぶどうほおづき、カシュー・ナツツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとけい、こだちとま ヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルポン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラステイグマ・レウコスタフィルム、どうがら し (ピーマンを除く。) なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物 (マンゴウを除く。) 及びヒロセレウス属植物 (イエロ ーピタヤを除く。) の生果実	アリモドキゾウムシ	ウリミバエ	イモゾウムシ	イモゾウムシ
二 北緯二十八度 四十分以南の南西 諸島 (大東諸島を 含む。) 、小笠原 諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	アリモドキゾウムシ	ウリミバエ	イモゾウムシ	イモゾウムシ
一 北緯二十六度 以南の南西諸島 (大東諸島、宮古群 島及び八重山群島 を除く。)	かんきつ類 (ポンカンを除く。) 、わんび、びわ、ざくる、いちじく、がじゅまる、りゆうがん、れいし、これんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろう アキ、アザデイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタボトリ ス・シアメンシス、アルタボトリス・モンティロニア・ムティカ、アレンガ・ウエスター・ハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジヤワニ カ、イクソラ・マクロティルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・ グランディ・フロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルブス・ハイグロファイルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわす ずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシューナツツ、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、から すうり、キオナンツス・ペー・キンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・オボバタ、デスマス、 ア・マジユス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフオリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのれんし、なんようざくら、に がうり、ねぐらもも、ねじれふさまめのき、ハエマットスターフィス・パー・テリ、はくさんばく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パバイヤ、はま いぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ・パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ ラケモサ、フィクス・エリゴンド、フィクス・オットニーフオリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィク ス・ベンジヤミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、ベ ルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしゃのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソビルム・スマラキフォリウ ム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおづき、メロン、モモルティカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんぱい、レピサンテス・テトラフィラ、レ ビサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なす属植物、なす属植物、ばしよう属植物 (成熟していないバナナの生果実を除く。) ばんのき属植物、ひ いらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物 (マンゴウを除く。) 、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属 植物 (イエローピタヤを除く。) 、ぶどう属植物、カリツサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物及びロリニア属植物の生果実	アリモドキゾウムシ	ウリミバエ	イモゾウムシ	イモゾウムシ

二 いちご		アザミウマ類、ア布拉ムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
三 いね		イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ及びフタオビコヤガ
四 おうとう	ハダニ類	
五 かき		アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類
六 かんきつ		アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ
七 きく		アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
八 キヤベツ		アブラムシ類及びモンシロチョウ
九 きゅうり		アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
十 さつまいも	ナカジロシタバ	
十一 さといも		アブラムシ類
十二 さとうきび	カンシャヤコバネナガカメムシ及びメイチュウ類	
十三 すいか	アブラムシ類	
十四 だいこん	アブラムシ類	
十五 だいず	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシンクイガ	
十六 たまねぎ	アザミウマ類	
十七 ちや	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類	
十八 トマト	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類	
十九 ながいも	アブラムシ類	
二十 なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類	
二十一 なす	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類	
二十二 ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ	
二十三 はくさい	アブラムシ類	
二十四 はす	ハスクビレアブラムシ	
二十五 ばれいしょ	アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ	
二十六 ピーマン	アブラムシ類	
二十七 ぶどう	アザミウマ類	
二十八 ほうれんそう	アブラムシ類	
二十九 もも	シンクイムシ類及びハダニ類	
三十 りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類	
三十一 レタス	アブラムシ類	
三十二 なす科植物	ナスミバエ	
三十三 ばら科植物	クビアカツヤカミキリ	
三十四 対象植物を定めないもの	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シリオイチモジョトウ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ	
第二 有害植物		
一 いちご	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌	
二 いね	稻こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、縞葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌	
三 うめ	かいよう病菌及び黒星病菌	
四 えんどう	萎ちよう病菌	
五 とうとう	灰星病菌	
六 かき	炭疽病菌	
七 かんきつ	かいよう病菌、黒点病菌及びそらか病菌	
八 キウイフルーツ	かいよう病菌	
九 きく	白さび病菌	

十 キヤベツ	菌核病菌及び黒腐病菌
十一 きゅうり	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌
十二 さつまいも	基腐病菌
十三 だいず	紫斑病菌
十四 たまねぎ	白色疫病菌及びべと病菌
十五 ちや	炭疽病菌
十六 てんさい	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス
十七 トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌
十八 なし	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌
十九 なす	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌
二十 にんじん	黒葉枯病菌
二十一 ねぎ	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
二十二 ばれいしょ	疫病菌
二十三 ピーマン	うどんこ病菌
二十四 ぶどう	晚腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌
二十五 むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類
二十六 もも	せん孔細菌病菌
二十七 りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八 レタス	菌核病菌及び灰色かび病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）
 （イ）（表面）

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三～九 (略)

（裏面）

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

生年月日
官名職

写 真

第三条 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

第四条 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動植物（以下この項において「疑いのある動植物」という。）又は有害動物若しくは農機具その他の他の農林省令で定める物品（以下「指定物品」という。）若しくは農機具これらに立入り、当該疑いのある動植物並びに質問し、又は検査のため必要があるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は容積に限り、当該疑いのある動植物若しくは当該植物、土若しくは指定期間内にこれらに立ち入り、当該疑いのある動植物並びに質問し、又は検査のため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

植物防疫官証
 （植物防疫法第五条第一項の規定による証票）

(口)(表面)

--	--

(裏面)

--	--

第 号 年 月 日 交付

植物防疫員
植物防疫員

所 氏 所
生 年 月 日
名 屬

写 真

植物防疫法(抄)

第三第 (略)

2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

3 (略)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

原 | 叩葉 | (原ヤハラヒ) (原ヤハラヒ) (原ヤハラヒ) (原ヤハラヒ) (原ヤハラヒ)

日本・留田川農業組合・井上農業会・今井農業会・留田丸農業

輸入禁止品輸入許可申請書

下記のとおり _____ を輸入したいので許可願いたく _____
植物防疫所を経由して申請いたします。

住 所
職 業
氏 名

年 月 日

農林水産大臣 殿

※普通名称及び学名	
※数量及び個数	
※採取地又は产地	
輸送の方法及び経路 (郵便物の場合発送地)	
輸入の際経由する植物防疫所名	
輸入の目的	

※発送人の住所・職業・氏名

※専受人の住所・職業・氏名

輸入の予定年月日

輸送中の包装状態

輸入後の管理方法及び場所
利用方法

輸入後の管理責任者氏名

その他参考となるべき事項

備考

※印の欄には、英文を併記すること。

第三号様式 (第七条関係)

IMPORT CERTIFICATE	
Import Permit No.	
Date of Issue:	
This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act. In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.	
Item:	
Quantity:	
Name and Address of the person who obtained the permit:	
Name and Address of the shipper:	
Remarks:	<ol style="list-style-type: none"> 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____. 2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES	
DESTINATION:	SUB-STATION BRANCH
PLANT PROTECTION STATION MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHRIES, JAPAN.	
あて先 :	
植物防疫所	支 所 出張所
Remark: The content of this package is a designated import-prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.	
注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。	

備考 輸入禁止品の各梱包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチメートル×横16センチメートル以上）とすること。

第三号の二様式（第七条関係）

(輸入禁止品輸入許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記 1 の輸入禁止品の輸入は、下記 2 の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
- 2 条件

第三号の三様式 (第七条関係)**輸入禁止品廃棄等命令書**番 号
年 月 日

・ ・ ・ ・ 殿

農林水産大臣

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり することを
命ずる。

輸入禁止品（輸入・利用）許可指令番号

輸入禁止品の名称

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

第四号様式(第十条関係)

㊱

植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

年　　月　　日

住 所

氏 名

植物防疫官 殿

積載船(機)名			
入港年月日			
輸出港名			
経由港名			
荷送人住所氏名			
荷受人住所氏名			
種類・名称※	梱 数 ※※	数量 ※※	产地
備考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。

2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

(口)

- 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) 長殿
輸入検査申請書 動物検疫所長殿
植物、輸入禁止品等輸入検査申請書 植物防疫官殿
食品等輸入届出書 厚生労働大臣殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名〔税、植〕、とう載船舶(航空機)名		
〔動〕、船舶又は航空機の名前又は便名〔食〕		
入港(到着)年月日〔税、動、植、食〕		
とう載(積込)年月日〔動、食〕		
とう載地〔動〕、輸出港名〔植〕、積込港〔食〕		
船(取)卸港〔税〕、積卸港〔食〕		
原産地〔税〕、生産地〔動〕、生産国〔食〕		
輸入者(荷受人)	氏名〔税、動、植、食〕	
	住所〔税、動、植、食〕	
	電話番号〔税、食〕	
	輸入者符号(コード)〔税、食〕	
(荷)仕送人	氏名〔税、動、植〕	
	住所〔税、動、植〕	
(提)申請者	氏名〔動、植、食〕	
	住所〔動、植〕	
蔵置場所〔税〕、保管倉庫又は保管場所〔動、食〕		
記号・番号〔税、食〕、商標〔動〕		

【植物防疫所】

申請年月日			
経由港名			
種類・名称※	梱数※※	数量※※	产地
備考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。

2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

株式会社（株式会社の略称）（留川・職名・会員登録番号・
年月日・会員登録年月日・会員登録年月日）

隔離栽培に関する通知書

隔離第・・・号

・・年・・月・・日

殿

・・植物防疫所（・・支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

貴殿（あてのした）下記植物は、植物防疫法第8条第7項の規定による隔離栽培を必要とする物であるから、隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培をする場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について御回答願いたい。
なお、この件について・・年・・月・・日までに御回答のない場合は、植物防疫法施行規則第18条の規定により廃棄するから、御承知願いたい。

植物の種類及び数量

発送人住所氏名

荷受人（名あて人）住所氏名

（・・港）到着年月日又は植物防疫官検査年月日

（参考）

隔離栽培の方法

1 前記の・・は、・・等の植物から・・メートル以上離れた土

地又は温室若しくは硝子室内において・・年・・月・・日から
・・箇月間隔離栽培すること。

2 隔離栽培の責任者を定めること。

3 隔離栽培の期間中に当該植物に検疫有害動植物が発生した場合は、速報なく、その旨を植物防疫官に通知すること。

4 隔離栽培の期間中、1の場所から当該植物を移動してはならないこと。

5 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。

第八回様式（第八回様式）（昭川・農林省・令和・昭和・昭和年四月・
甲子年五月・令和・農林省令二〇一・第一種者用）

隔離栽培命令書

年 月 日

・・・・・ 殿

・・植物防疫所（・・支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

植物防疫法第8条第7項の規定により下記1の植物を下記2の
条件に従つて隔離栽培することを命ずる。

- 1 植物の種類及び数量
- 2 隔離栽培の条件

(1) 都道府県・市郡・区町村・番地・に植え付けること。

(2) 当該栽培地の周囲・メートル以内の地に・年・月・
日から・箇月間・等の植物を栽培しないこと。

(3) 隔離栽培の期間は、・年・月・日から・箇月間
すること。

(4) 管理の責任者は、(氏名)とすること。

(5) 栽培中疫病有害動植物が発生した場合は、速達なく、植物
防疫所にその旨を通知すること。

(6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地か
ら移動しないこと。

- (7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤
散布・その他の措置を行うこと。

第七号様式(第十九条関係)

(一)

備考



- (1) ……の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

(二)

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

植物等検査合格証票

種類

数量

(三)

第 号

植物等検査合格証明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記……は、植物防疫法による輸入検査に合格したことを証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の區別

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

検査又は消毒年月日

第八号様式(第十九条関係)

(一)

備考



- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

(二)

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

植物等輸入認可証票

種類
数量

(三)

植物等輸入認可証明書

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査を終了し、.....輸入認可したことを証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の區別

梱数・数量

検査年月日

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

植物防疫法第7条ただし書の規定による輸入許可品又は同法第8条第7項の規定による隔離栽培をすべきものの場合は、輸入後の管理責任者の氏名及び管理の場所

第八号の二様式 (第十九条関係)

(イ)



備考

- (1)の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

(ロ)

年	月	日
.....植物防疫所（.....支所又は出張所）		
植物防疫官 氏名		
植物等輸送認可証票		
種	類	
数	量	

(ハ)

植物等輸送認可証明書

年 月 日

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）

植物防疫官 氏名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査を植物防疫法第8条第2項ただし書の規定により植物防疫官が指定する場所で実施するための輸送を認可したことを証明する。

積載船（機）名

種類・名称

輸送方法の区別

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

検査の場所

第九号様式(第二十一条関係)

処分証明書

番 号
年 月 日

殿

————植物防疫所(————支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記の植物等を植物防疫法第——条の規定により処分したことを証明する。

積載船(機)名・入港年月日

種類・名称・産地

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

処分年月日

処分の理由

処分の方法

第十号様式(第二十一条関係)

受 領 証
年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

日本郵便株式会社御中

下記の植物等を植物防疫法第……条の規定により……するため受領したことを証明
する。

種類・名称

梱数・数量

差出人住所氏名

名宛人住所氏名

様式十一（印鑑式）（様式十一の添付）（印）××××××××××
（印）××××××××××
（印）××××××××××

（消毒・廃棄）命令書

番号
年月日

・・・・・殿

・・植物防疫所（・・支所又は出張所）
植物防疫官 氏名

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり

（消毒・廃棄）することを命ずる。

積載船（機）名・入港年月日

種類・名称・産地

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

（消毒・廃棄）すべき理由

（消毒・廃棄）すべき期間

（消毒・廃棄）の場所及び方法

第十一号の二様式（第二十二条の二関係）

輸入禁止品利用許可申請書

下記のとおり　　を利用したいので許可願いたく　　植物防疫所を経
由して申請いたします。

住 所 業
職 氏 名

年 月 日

農林水産大臣 殿

普通名称及び学名	
数量	
利用の目的	
荷受人の住所・職業・氏名	
利用中の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理方法	
利用中の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

第十一号の三様式(第二十二条の二関係)

(輸入禁止品利用許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の輸入禁止品の利用は、下記2の条件
を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
- 2 条件

第十二号様式（第二十三条関係）

(イ)

植物等輸出検査申請書

住 所

氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船（機）名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名		※輸入国名		
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
備考				

- 備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。
 2 ※印の欄には、英文を併記すること。

(ロ)

植物等輸出検査申請書（再輸出）

住 所

氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船（機）名					
※記号及び番号					
積載予定期日					
積 載 港 名					
※陸揚港名		※輸入国名			
※荷送人住所氏名					
※荷受人住所氏名					
輸入国政府の輸入許可番号					
生産国の検疫證明書	No. _____	<input type="checkbox"/> 原本	<input type="checkbox"/> 原本写		
再梱包の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	容器包装の変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
輸入時の植物防疫所の申請番号					
輸入後の保管場所					
輸入後の保管方法					
※種類・名称	学名	梱 数	数 量	産 地	
備 考					

備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。

2 生産国が発行した植物検疫證明書の原本又は原本の写し等を添付すること。

3 ※印の欄には、英文を併記すること。

(88)

【税關、動物検疫所、植物防疫所 共通様式】

積載船名〔税、輸〕、とう載船舶名〔航空機〕 名〔動〕		
出港予定期月日〔税〕、とう載予定期月日〔動〕、積 載予定期月日〔輸〕		
積込港〔税〕、積載港名〔輸〕		
仕向地〔税、動〕、輸入国名〔輸〕	(都市) (国)	
(荷 送 人) 輸出者	氏名〔税、動、輸〕 押印〔税〕	印
	住所〔税、動、輸〕	
(荷 受 人) 仕向人	氏名〔税、動、輸〕	
	住所〔税、動、輸〕	
(荷 送 人) 輸送者	氏名〔動、輸〕 押印〔動、輸〕※	印
	住所〔動、輸〕	
記号・番号〔税、輸〕、商標〔動〕		

備考 1 [動、補] 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。(※補)
2 [補] 英文を併記すること。

【植物防疫所】

申請年月日					
陸揚港名					
輸入国政府の輸入許可番号					
再輸出の場合は下記欄にも記入し、該当する□欄にレ印を記入すること					
生産国の検査證明書	No._____		□原本	□原本写	
再梱包の有無	□有	□無	容器包装の変更の有無	□有	□無
種類・名称	学名	掲数	数量	产地	
備考					

備考 1 載培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
2 美文を併記すること。

本様式…一部改正〔昭和27年4月農林省令20号・38年6月42号・49年10月46号〕、全部改正〔平成7年4月農林水産省令28号〕、一部改正〔平成11年1月農林水産省令1号〕、全部改正〔平成17年4月農林水産省令59号〕、一部改正〔令和2年12月農林水産省令83号・令和3年5月農林水産省令34号〕

第十三号様式（第二十七条関係）

PHYTOSANITARY CERTIFICATE		
PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared		9. Botanical name of plants
<p>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.</p>		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
<p>XX</p>		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
 (Stamp of Organization)	16. Place of issue Plant Protection Station () Japan	18. Name of authorized officer _____ (Signature)
	17. Date	
<small>No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or to any of its officers or representatives.</small>		

第十三号の二様式 (第二十七条関係)

PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared		9. Botanical name of plants
<p>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above were imported into Japan from _____ covered by Phytosanitary Certificate No. _____</p> <p>- original <input type="checkbox"/> certified true copy <input type="checkbox"/> of which is attached to this certificate ; - that they are _____ packed <input type="checkbox"/> repacked <input type="checkbox"/> in original <input type="checkbox"/> new <input type="checkbox"/> containers, - that based on the _____ original phytosanitary certificate <input type="checkbox"/> and additional inspection <input type="checkbox"/>, they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, and that during storage in Japan, the consignment has not been subjected to the risk of infestation or infection.</p>		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
XX		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
 (Stamp of Organization)	16. Place of issue Plant Protection Station () , Japan	18. Name of authorized officer <hr/> (Signature)
	17. Date	

No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or to any of its officers or representatives.

第十三号の三様式（第二十七条関係）



第十四号様式（第三十条関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

申 請 者 名
住 所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録（登録の更新）を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項（第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1 登録を行おうとする区分

2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 登録の更新の申請にあっては、添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類及び規則第 30 条第 2 項第 4 号に規定する書類については、添付を省略できる。

第十五号様式（第三十一条関係）

登録検査機関登録台帳

登録番号		登録年月日	年 月 日
登録検査機関の氏名又は名称			
登録検査機関の住所			
代表者氏名			
検査の区分			
主たる事務所の所在地			
検査業務の概要(輸出品目等)			
登録検査機関が検査を行う区域			
事務所一覧			
名称	代表者氏名	所在地	
登録更新年月日及び変更登録年月日			
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
年 月 日	更新・変更		
備考			

第十六号様式（第三十一条の七関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者氏名

登録検査機関の変更登録申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号）第 31 条の 7 第 2 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 登録を行おうとする区分

2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者氏名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書の登録事項の変更届出書

登録＜登録の更新＞申請書の記載事項に変更があったので、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更した年月日

3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名

住 所

代表者氏名

登録検査機関の業務規程認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項前段の規定に基づき、
業務規程を定めたので認可を求める。

第十九号様式（第三十一条の十関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名

住 所

代表者氏名

登録検査機関の業務規程変更認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項後段の規定に基づき、
業務規程を変更したいので認可を求める。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代 表 者 氏 名

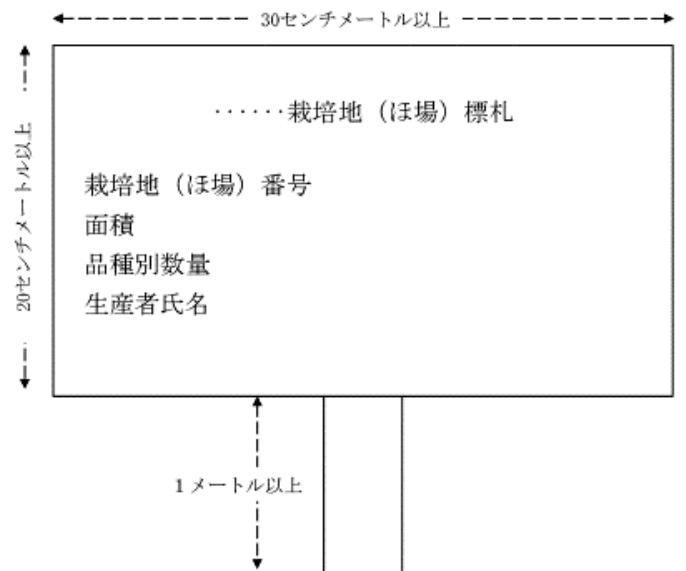
登録検査機関の業務休止<廃止>許可申請書

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第10条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり許可を求める。

記

- 1 当該休止<廃止>に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該休止<廃止>に係る検査の区分
- 3 当該休止<廃止>に係る事務所の名称及び所在地
- 4 当該休止<廃止>の予定年月日
- 5 休止<廃止>の理由

第二十号の二様式（第三十二条関係）



備考 標札は、木製、金属製、プラスチック製等の容易に破損しない素材であること。

第二十一号様式(第三十四条関係)

.....年度產.....作

.....検査合格証明書

下記……………は植物防疫法第13条の規定による検査に合格したことを証明する。

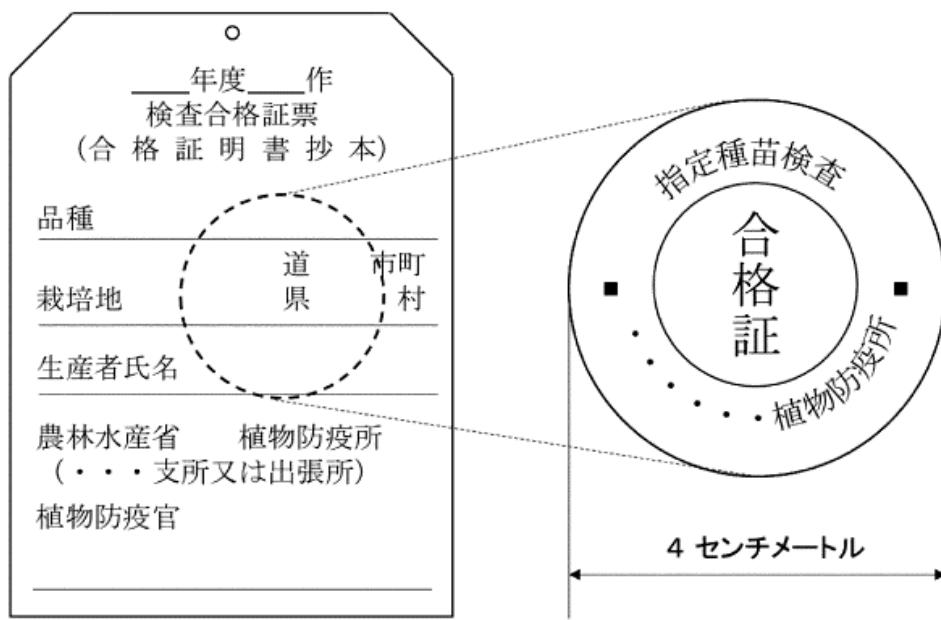
植物防疫所

植物防疫官.....

生産者 住氏 所名 殿

第二十二号様式（第三十四条関係）

検査合格証票



備考……………の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十二号の二様式(第三十五条の三関係)

第 号
年 月 日

移動制限植物等移動許可証

農林水産省

下記……………は、植物防疫法施行規則第35条の3第1項の許可を受けたものであることを証明する。

普通名称及び学名
梱数及び数量
产地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

農林水産大臣 殿	
植物等の普通名 及び学名	
植 株 数 及 び 数 量	
產 地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・ 氏名・職業	
荷受け人の住所・ 氏名・職業	
年　月　日	
氏　名	
住　所　業	
移動制限植物等移動許可申請書	
下記のとおり移動したいので許可願いたく…………植物防疫所 を経由して申請します。	
移動後の管理の管 理場所その他の管 理責任者	
移動後の管理責 任者	
利用期間及び利 用後の処理方法	
その他参考となる べき事項	

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

(移動制限植物等移動許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の移動制限植物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動制限植物等
- 2 条件

第二十二号の四様式(第三十五条の四関係)

移動制限植物等検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所) 植物防疫官 殿

積載船(機)名及び積出予定年月日				
積 出 予 定 港				
陸 揚 予 定 港				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植 物 等 の 種 類	梱 数	数 量	产 地	備 考

第二十二号の五様式(第三十五条の四関係)

第 号

移動制限植物等検査合格証明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏名

下記の………は、植物防疫法第16条の2第1項の検査に合格したことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

検査年月日

第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）

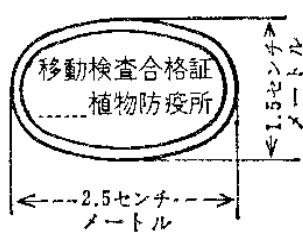
移動制限植物等検査合格証票
植物等の種類
数　　量
容器包装の種類
この……は、植物防疫法第16条の2 第1項の検査に合格したことを証明す る。
年　月　日
……植物防疫所（……支所又は 出張所）



第二十一号の七様式（第三十五条の四関係）
(昭四九農令四六・一部改正)

備 考

- (1) ……には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を記入すること。



備考

-----には、植物防疫所の名称
を記入すること。

第二十一号の八様式（第三十五条の四関係）
（昭四七農令二九・追加、
昭四九農令四六・一部改正）

第二十二号の九様式(第三十五条の五関係)

移動制限植物等消毒確認申請書

下記植物等について消毒の確認を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所) 植物防疫官 殿

消毒予定年月日 及び消毒場所				
積載船(機)名及び 積出予定年月日				
積出予定港				
陸揚予定港				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植物等の種類	梱 数	數 量	產 地	備 考

第二十二号の十様式(第三十五条の五関係)

第 号

移動制限植物等消毒確認証明書

年 月 日

………植物防疫所(………支所又は出張所)

植物防疫官 氏名

下記植物等について、植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量

容 器 包 裝 の 種 類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

消 毒 年 月 日

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

移動制限植物等消毒確認証票
植物等の種類
数　　量
容器包装の種類
消毒の方法
この……について植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。
年　月　日
……植物防疫所（……支所又は出張所）

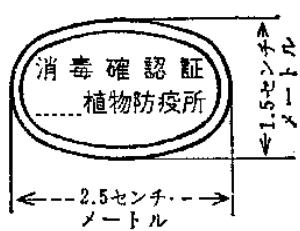


備 考

- (1)には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、消毒確認年月日を記入すること。

第二十二号の十二様式（第三十五条の五関係）
加、昭四九農令四六・一部改正

（昭四七農令二九・追



備考

-----には、植物防疫所の名
称を記入すること。

第二十一号の十三様式（第三十五条の五関係）
加、昭四九農令四六・一部改正

（昭田七農令二九・追

農林水産大臣 殿		年 月 日	住 所	業 氏 名
植物等の普通名 種及び学名				
梱数及び数量				
产地				
容器包装の種類				
移動の方法				
移動の目的				
移動予定年月日				
荷送人の住所・ 氏名・職業				
荷受人の住所・ 氏名・職業				

第 年	月 号
移動禁止植物等移動許可証	
農林水産省	
下記の者は、植物防疫法第16条の3第1項ただし書の許可を得たものであることを証明する。	
普通名称及び学名	
梱数及び数量	
产地	
容器包装の種類	
許可申請者の住所及び氏名	
荷送人の住所及び氏名	

第二十二号の十六様式（第三十五条の八関係）

(移動禁止植物等移動許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の移動禁止植物等の移動は、下記2の条件をして許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動禁止植物等
- 2 条件

第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

移動禁止植物等廃棄等命令書

番 号
年 月 日

・・・・・殿

農林水産大臣

植物防疫法第16条の3第2項において読み替えて準用する法第7条第6項の規定により下記のとおりすることを命ずる。

移動禁止植物等移動許可指令番号

移動禁止植物等の名称

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

第二十三号様式 (第三十六条関係)

(緊急措置命令書)

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 措置を行うべきものの品名及び数量
- 2 措置を行うべきものの所在地
- 3 措置を行うべき期日又は期間
- 4 措置の内容及び方法
- 5 その他必要な事項

第二十四号様式（第三十七条関係）（令2農水令83・全改）

（緊急防除協力指示書）

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、下記により防除に関する業務に協力することを指示する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 協力実施の区域及び期間
- 3 協力の内容
- 4 その他必要な事項

第二十五号様式（第三十八条関係）（令2農水令83・全改）

緊急防除協力成績書

年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付け協力指示書により指示を受けた緊急
防除協力の成績を下記のとおり報告します。

記

- 1 協力指示を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 協力実施の区域及び期間
- 3 協力実施の方法
- 4 協力実施の効果
- 5 その他必要な事項

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

協力費用請求書

年月日

農林水産大臣 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け協力指示書により指示された緊急防除の協力に下記費用を要したので、別紙のとおり費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金 円也
以下の内容

区分	
員数	
単価	
金額	
備考	

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二条関係）

防除用薬剤譲与申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

植物防疫法第27条第1項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、下記のとおり申請します。

この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

- 一 譲与希望薬剤の種類及び数量
- 二 異常発生の概況
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - (ロ) 異常発生の面積
- 三 農業者自ら防除を行うことが著しく困難である理由
- 四 防除の内容
 - (イ) 防除の区域、実面積及び延面積
 - (ロ) 防除の期間
- 五 その他必要な事項

備考

- 1 防除の区域の略図を添付すること。
- 2 申請者が都道府県である場合においては、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 3 申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲与して、その者に防除を行わせようとするときは、譲与しようとする相手方、防除用薬剤の量、譲与の方法等を五の項に明記すること。

第二十八号様式(第四十三条関係)

防除用薬剤譲与承認書

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

年 月 日付防除用薬剤譲与申請に対し、下記により譲与することとしたため、通知する。

記

- 一 譲与薬剤の種類及び数量
- 二 引渡しの期日及び場所
- 三 使用方法その他の指示事項

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四条関係）

防除用薬剤受領書

年　月　日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年　月　日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、下記のとおり受領しました。
譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指
示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 薬剤の種類及び数量
- 二 受領年月日
- 三 受領場所

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六条関係）

防除実績報告書

年　　月　　日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年　　月　　日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を下記のとおり報告します。

記

一 防除の状況

- (イ) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類
 - (ロ) 防除区域及び面積
 - (ハ) 防除を行った期間
 - (ニ) 防除実施の方法
- 二 防除の効果
- 三 その他必要な事項

備考

- 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基づいて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡しの場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七条関係）

防除用器具借受申請書

年　月　日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第27条第1項の規定により防除用器具を借り受けたいので下記のとおり申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 借受希望防除用器具の種類及び台数
- 二 借受希望期間
- 三 防除の内容
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - (ロ) 防除の区域、実面積及び延面積
 - (ハ) 申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数
- 四 その他必要な事項

備考

- 1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 防除の区域の略図を添付すること。

第三十二号様式（第四十八条関係）

防除用器具貸付承認通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

年 月 日付け防除用器具借受申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があったので通知する。

記

- | | | | |
|----------------|---|---|-----|
| 一 防除用器具の種類及び台数 | 年 | 月 | 日から |
| 二 貸付けの期間 | 年 | 月 | 日まで |
| 三 貸付けの期日及び場所 | | | |
| 四 返納の期日及び場所 | | | |
| 五 その他指示事項 | | | |

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九条関係）

請　　書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年　　月　　日付け貸付承認通知書に基づき、　　年　　月
 日下記のとおり受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、
下記により期間の延長を願いたく申請します。

記

一 貸付終了期日	年	月	日
二 貸付延長期間	年	月	日から
		年	月 日まで
三 貸付期間延長の理由			

第三十五号様式（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長承認通知書

番号
年月日

殿

植物防疫所長

年 月 日付け防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により
期間を延長する旨の決定があつたので通知する。

記

- | | | | |
|-------------|---|---|-----|
| 一 貸付延長期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 二 返納の期日及び場所 | | | |
| 三 その他必要な事項 | | | |

第三十六号様式（日本産業規格A4）（第五十四条関係）

防除用器具返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

下記は 年 月 日付け貸付承認通知書によって借り受けましたが、借受期間を満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

備考

備考欄には、借受防除用器具の稼働日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総防除面積、当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。